

日南町告示第21号

令和4年第3回日南町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年4月28日

日南町長 中 村 英 明

記

招集年月日 令和4年5月9日

招 集 場 所 日南町役場庁舎 議場

付 議 事 件

1. 専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更）
2. 専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例等の一部改正）
3. 専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正）
4. 財産の取得について（除雪ドーザ5t級購入）
5. 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
6. 日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
7. 日南町職員の給与に関する条例の一部改正について
8. 日南町監査委員の選任につき同意を求めることについて
9. 日南町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
10. 日南町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
11. 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
12. 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
13. 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
14. 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
15. 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
16. 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
17. 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
18. 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
19. 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
20. 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
21. 日南町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

○開会日に応招した議員

大 西 保君
櫃 田 洋一君
近 藤 仁志君
古 都 勝人君

岩 崎 昭男君
久 代 安敏君
荒 木 博君
岡 本 健三君

坪 倉 勝 幸君

山 本 芳 昭君

○応招しなかった議員

な し

令和4年 第3回(臨時)日南町議会会議録(第1日)

令和4年5月9日(月曜日)

議事日程(第1号)

令和4年5月9日 午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて(工事請負契約の変更)
- 日程第4 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて(日南町税条例等の一部改正)
- 日程第5 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて(日南町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第6 議案第36号 財産の取得について(除雪ドーザ5t級購入)
- 日程第7 議案第37号 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第38号 日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第39号 日南町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第40号 日南町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第41号 日南町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第42号 日南町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第43号 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第44号 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第45号 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第46号 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第47号 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第48号 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第49号 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第50号 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第51号 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第52号 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 選挙第1号 日南町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第33号 専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更）
- 日程第4 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例等の一部改正）
- 日程第5 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正）
- 日程第6 議案第36号 財産の取得について（除雪ドーザ5 t級購入）
- 日程第7 議案第37号 日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第38号 日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議案第39号 日南町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第40号 日南町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第41号 日南町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第42号 日南町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第43号 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第44号 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第45号 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第46号 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第47号 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第48号 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第49号 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第50号 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第51号 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第52号 日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第23 選挙第1号 日南町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について

出席議員（10名）

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 1番 | 大西保君 | 2番 | 岩崎昭男君 |
| 3番 | 櫃田洋一君 | 4番 | 久代安敏君 |
| 5番 | 近藤仁志君 | 6番 | 荒木博君 |
| 7番 | 古都勝人君 | 8番 | 岡本健三君 |
| 9番 | 坪倉勝幸君 | 10番 | 山本芳昭君 |

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 浅田 雅史君 書記 花倉 順也君

説明のため出席した者の職氏名

町長 中村 英明君 副町長 丸山 悟君
教育長 青戸 晶彦君 総務課長 實延 太郎君
建設課長 渡邊 輝紀君 住民課長 高柴 博昭君
教育次長 段塚 直哉君 農業委員会事務局長 高橋 裕次君

午前9時00分開会

○議長（山本 芳昭君） おはようございます。

ただいまの出席は10名であります。定足数に達していますので、令和4年第3回日南町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

タブレットの報告書ファイルをお開きください。

地方自治法第121条の規定により、本臨時会に出席を求めた者は1ページの報告書のとおりであります。

本町の監査委員から、令和4年4月19日付をもって地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果について報告がありました。2ページから12ページのとおり報告いたします。

本日までに議長において決定した議員派遣の件については、13ページの報告書のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本 芳昭君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、日南町議会会議規則第125条の規定により、議長において、8番、岡本健三議員、9番、坪倉勝幸議員の2名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（山本 芳昭君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（山本 芳昭君） ここで、執行部からの発言が求められていますので、これを許します。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 改めましておはようございます。

5月の臨時議会の冒頭に当たりまして、一言お知らせ等も含めて御挨拶をさせていただきたいというふうに思っております。

町内では好天の日が続きまして、農作業に励む農家の皆様方の姿があるというふうに思っております。そんな中ではありますが、新緑のほうもまぶしく淡い色から少しずつ深い色へと変わっていきまして、同じ場所においてもその姿を変えていくことに私自身としても感動を覚えます。

そんな中、ゴールデンウィークが終わりました。昨年、一昨年とは違い、今年は緊急事態宣言の発令がない中でのゴールデンウィークでありました。行動制限がない中で気になるのは、やっぱり新規感染者数の動向であります。期間中は都市部では減少という数字が発表されておりましたけれども、鳥取県におきましてもウィズコロナという意向で進めてきました。本町でも県外の車も多く見られ、帰省された皆さん方ではないでしょうか。

鳥取県におきましては、新しく新鳥取県版新型コロナ警報の考え方の変更もありまして、最大確保病床使用率を基準にして、15%を超えました鳥取県の西部につきましては現在注意報を発令されております。また、鳥取県におきましては今後飲食店や観光に関するキャンペーンも用意されております。鳥取県のホームページ等を御覧いただいて御利用いただければというふうに思っております。

町内におきましても、4回目の接種計画の具体化につきまして現在検討を進めておるところでありますので、若干お知らせ等をさせていただければというふうに思っております。

4回目の追加接種につきましては、対象者の方が3回目の接種を完了した60歳以上の方あるいは基礎疾患をお持ちの方等が対象者でありまして、3回目の接種の完了から5か月以上経過した方を対象としております。ワクチンにつきましては、3回目の使用ワクチンにかかわらず、ファイザーまたはモデルナを予定をしているところであります。費用につきましては、全額公費でございます。

接種の具体的な計画につきましては、今月中に接種券を該当される皆さんに発送する予定にしております。特に3回目の接種をした皆様方というものが5か月を経過する

ってというのが7月以降ということになりますので、それまでは個別接種等も検討していきながら、7月以降に集団接種等の対応していくかどうかにつきまして現在検討を進めております。いずれにしましても個別の案内あるいは広報にて周知を図って、希望者の皆さんの接種につなげていきたいというふうに思っております。

また、4回目ではありませんが、現在3回目までの接種対応として日南病院で月2回を設定しております。5月につきましては、19日と26日の2日を個別接種の対応として予定しておりますので、3回目の希望される皆さんについてはお申し込みいただければというふうに思っております。

話が替わりますが、国におきまして現在原油価格・物価高騰等総合緊急対策ってものを掲げて今進めておるところであります。その中の一つとして、地方創生臨時交付金が設けてあります。昨年あるいは一昨年もそうでしたけれども、本町におきましては約4,700万円とのお知らせをいただいております。今後、国、県等の動向を踏まえ、町内実態に合わせまして対策会議の中で施策を検討してまいり、6月の定例議会のほうに向けて調整をしていきたいというふうに思っております。

次に、4月のほうで職員の人事異動を行いました。議会での説明員として、その顔ぶれが大きく替わっております。引き続き御指導いただくことをお願い申し上げたいというふうに思っております。

また、職員のクールビズですが、本日から9月末ということでスタートしております。御承知いただければというふうに思っております。

最後になりますが、本日の臨時議会でございますが、専決処分の承認が3件、財産の取得が1件、条例の一部改正等が3件、人事案件が13件御提案させていただき予定にしております。御承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます、私からの冒頭の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

日程第3 議案第33号 から 日程第5 議案第35号

○議長（山本 芳昭君） タブレットの議案書ファイルをお開きください。2ページから26ページ。

日程第3、議案第33号、専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更）、日程第4、議案第34号、専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例等の一部改正）、日程第5、議案第35号、専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険税条例の一部改正）、以上、専決処分関係3議案を一括議題といたします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第33号、専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更）でございます。

議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項指定の件第1号の規定によりまして工事請負契約の変更について専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定によりまして本議会に報告し、承認を求めるとのことです。

内容ですが、工事名ですが、林道内方線開設工事（2工区）農山漁村地域整備交付金でございます。変更契約の金額でございますが、契約金額が現在5,566万ちょうどです。これを5,596万2,500円にする内容でございます。変更によります増額が30万2,500円ということで、この金額につきましては消費税込みの金額でございます。契約の相手方ですが、鳥取県日野郡日南町矢戸1206番地1、有限会社大柄組、代表取締役、大柄司でございます。

変更の理由でございますが、中層混合処理の添加量の増加等が主体的な内容でございますが、それ以外の主な内訳としまして安定処理工の追加ということで、盛土の材の土質が悪くて施工が困難なため安定処理工を見込むということで、量ですが1,098立米でございます。

地盤改良工として、先ほど申しました中層混合処理工としましてセメントの追加量を現在200キロ、1立米当たりですが、これを1立米当たり336キロに変更する内容でございます。

また、これに伴いまして中層混合に必要な水を取水するため、散水車の運転の計上を追加した内容でございます。

詳細につきましては、また担当課のほうから説明をさせます。

次に、議案第34号、専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例等の一部改正）でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、日南町税条例等の一部改正について別紙のとおり専決処分したので、同法同条第3号の規定によりまして本議会に報告し、承認を求めるとのことです。

内容でございますが、地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴いまして、日南町税条例等の一部を改正するものがございます。

内容ですが、商業地等に係る固定資産税の令和4年度の課税標準額を令和3年度の課税標準額に令和4年度の課税標準額となるべき価格に100分の2.5、現行が100分の5でございますが、これを乗じて得た額を加算した額とするという内容と、もう1点はその他所要の規定の整備を行うものがございます。

施行期日ですが、施行日の記載のない条文につきましては令和4年の4月1日施行ということでありまして、具体的に、町内におきましては該当するところがないということでありまして。

以上でございます。

続きまして、議案第35号、専決処分の承認を求めることについてということで、日南町国民健康保険税条例の一部改正でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、日南町国民健康保険税条例の一部改正について別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同法同条第3項の規定によりまして本議会に報告し、承認を求めるものでございます。

内容ですが、地方税法施行令等の一部を改正する政令が令和4年3月31日に公布されたことに伴いまして、日南町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

内容的には、基礎課税額の限度額の変更でございます。2点ございまして、1点は国保税の基準課税額に係る課税の限度額の引上げでございます。現行が63万円ですが、これを65万円に引き上げる内容でございます。もう1点は国保税の後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げということで、現行が19万円ですが、それを20万円に引き上げるという内容でございます。

これに伴います影響でございますが、基本的には医療分、後期分、介護分ですか、大きく3つの区分に分けられますけれども、今回の引上げによりまして変わってくる世帯数ですが、医療分につきましては変更がありません。いわゆる限度額の引上げ前の超過数が1世帯ありますが、引上げ後の超過世帯数も1世帯でありますので変更はございませんが、国保の課税額の年間増加額につきましては2万円を想定しております。

次に後期分ですが、引上げ前の超過世帯数ですが14世帯ですが、引上げ後が12世帯というふうに見込んでおります。これに伴いまして、年間増加額が12万8,900円を見込んでおります。

介護分につきましては、引上げ前2世帯、引上げ後も2世帯ということで、年間の増加額につきましてはゼロ円を見込んでおります。

合計しますと、14万8,900円というのがこのたびの改正に伴う影響というふうに把握しておるところであります。

以上、説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） 議案33号につきまして、若干の補足を説明をさせていただきます。

議案33号につきましては、変更理由といたしましては先ほど町長のほうから概要については説明がございましたが、主な変更内容等につきましては本日の議案書、タブレットページ4ページのほうをお開きいただければと思います。

こちらのほうに全体の路線図のほうが載せてありまして、位置といたしましてはナンバー95からナンバー100の間に赤い丸の部分があると思いますが、こちらのほう軟弱地盤確認箇所というところの場所になります。

次の5ページのほうにそちらの場所の拡大図のほうが載せてあります。拡大図右側の真ん中辺りになりますが、赤で網かけをした部分が今回の変更場所ということになります。

主な内容といたしましては、補強土壁下面の中層混合処理工、こちらのほうが先ほど

説明ありましたように約1.68倍ということに増加になっております。これが大幅な増額の要因となっております。また、付近に水源がないということで散水車による運搬を行ったということで、こちらの追加を行っております。これによりまして、当初予定しておりました盛土工、排水構造物工、防護施設工事を減額しております。

次に、補強土の背面流用盛土の土質が悪かったということがございまして、安定処理工の追加を行っております。1立米当たりのセメント量が100キロということで、これにつきましては当該路線の過去の実績を参考として算出をしております。

それから、箇所背面からの排水処理工の変更を行っております。あわせて黒ぼく層の撤去の追加を行っております。

以上のこともございますが、箇所によっては増額、それから内容を精査した上で減額という形で、金額といたしましては30万超の増額というような内容になっております。よろしく願いいたします。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。質疑のときは議案番号をお示しの上質疑願います。

〔質疑なし〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第3、議案第33号、専決処分の承認を求めることについて（工事請負契約の変更）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第33号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第4、議案第34号、専決処分の承認を求めることについて（日南町税条例等の一部改正）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第34号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第5、議案第35号、専決処分の承認を求めることについて（日南町国民健康保険条例の一部改正）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第35号は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第36号

○議長（山本 芳昭君） 日程第6、議案第36号、財産の取得について（除雪ドーザ5t級購入）を議題といたします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第36号、財産の取得について（除雪ドーザ5t級購入）でございます。

次のとおり財産を取得することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして本議会の議決を求めるものでございます。

取得財産の内容ですが、除雪ドーザー5トン級1台でございます。契約の相手方ですが、鳥取県米子市流通町158番地10、コマツ山陰株式会社米子支店、支店長、川上伸一でございます。取得の予定価格ですが、1,408万円ちょうどでございます。消費税込みの金額でございます。契約の締結の方法ですが、一般競争入札でございます。

なお、納期につきましては、令和4年の11月25日までを予定をしておるところでございます。

以上、説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 除雪ドーザー5トン級ということですが、ちょっとお聞きしたいのはその除雪ドーザーそのもののリース事業ですよね。除雪、期間限定で冬前から春先までということで、リース事業というのはドーザーの場合ないのかなのか。その辺りについて検討された経過があるのかということについてお聞きしたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） リース事業につきましては、恐らくあるというふうには思っておりますが、このたびにつきましては当初計画の段階から購入というような形での

事業のほうは進めております。

また、今後そういったところも比較しながら、今後の購入事業についてはまた検討していきたいというふうには考えます。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 非常に1,400万ですか、契約金額が。高価な機械ですので、今後リースについてもしっかり研究、検討していただきたいなという、単価がどうなるかということなんですけども、買い取ったほうがいいのかどうかということも含めて検討していただきたいというふうに思います。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 先ほども申し上げましたようにリースの対応については該当するという回答をさせていただいておりますけれども、基本的に除雪費のドーザーも含めてですが購入したときにはやっぱり補助金だとか、あるいは起債等の財源的なところもありますので、トータル的に考えれば購入という形のほうが財政的には安く済むんではないのかなというふうに思っておりますが、そういったことも踏まえながら検討は再確認を含めて行いたいというふうに思っております。

○議長（山本 芳昭君） 6番、荒木博議員。

○議員（6番 荒木 博君） このドーザーですが、まず買換えなのかどうかということと、使用する路線というのはどこになるのかを伺います。

○議長（山本 芳昭君） 渡邊建設課長。

○建設課長（渡邊 輝紀君） このたびの購入いたしますドーザーにつきましては、買換えではなしに1台増強という形で考えております。

現在のところ、使用路線としては多里地域のほうで使用を予定しております。現在、多里地域につきましては8トンドーザーと3トンドーザーそれぞれ2台、計4台で除雪のほうを行っておりますが、現段階でなかなかフルに活動しても一日で1回程度しか回れないというような現状もございますので、今回の増強によってさらなるサービスの向上ということを検討しているところでございます。

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第6、議案第36号、財産の取得について（除雪ドーザ5t級購入）の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第36号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決さ

れました。

日程第7 議案第37号 から 日程第9 議案第39号

○議長（山本 芳昭君） タブレットの議案書ファイルをお開きください。30ページから32ページ。

日程第7、議案第37号、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、日程第8、議案第38号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、日程第9、議案第39号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正について、以上、条例の一部改正関係3議案を一括議題いたします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第37号、日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして本議会の議決を求めるものでございます。

内容ですが、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律、令和4年の法律第18号でございますが、これに伴いまして日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正し、期末手当の支給月数を引き下げるものでございます。

内容としましては、支給の月数を0.10月引き下げるものでございます。現行が3.35月でございますので、改正後は3.25月に改正する内容でございます。

施行期日として、公布の日からとします。

なお、令和4年の6月に支給します期末手当に関する特例の措置としまして、令和4年の6月に支給する期末手当の額は改正後の日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする内容でございます。

続きまして、議案第38号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。次のとおり日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定によりまして本議会の議決を求めるものでございます。

内容的には、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律によりまして、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正し、期末手当の支給月数を引き下げるものでございます。引き下げる支給月数でございますが、0.10月

でございます。現行が3.35月でございますが、3.25月に改正する内容でございます。施行期日につきましては、公布の日からであります。

なお、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置としまして、令和4年6月に支給する期末手当の額は改正後の日南町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から令和3年12月に支給されました期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額でございます。内容的には、議案第37号と同じ内容でございます。

続きまして議案第39号でございますが、日南町職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

次のとおり日南町職員の給与に関する条例の一部を改正することにつきまして、地方自治法第96条第1項の規定により本議会の議決を求める内容でございます。

内容的には、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律、令和4年の法律第17号でございますが、これに伴いまして日南町職員の給与に関する条例の一部を改正し、期末手当の支給月数を引き下げるものでございます。

再任用職員以外の職員につきましては、支給月数を0.15月下げるという内容でございます。現行ですが2.55月でございますが、2.40月に改定する内容でございます。

また、再任用の職員につきましては支給月数を0.1月引き下げるものでございまして、現行が1.45月でございますが、1.35月に改定する内容でございます。

施行の期日ですが、公布の日からでございます。

なお、令和4年6月に支給します期末手当に関する特例措置としまして、令和4年6月に支給する期末手当の額は改正後の日南町職員の給与に関する条例第19条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から令和3年の12月に支給しました期末手当の額に同月1日におけます次の各号に掲げます職員の区分ごとに定める割合を乗じて得た額、いわゆる調整額ということですが、それを減じた額でございます。この場合におきまして調整額が基準額以上になるときは、期末手当は支給しないという内容でございます。

なお、再任用職員以外の職員でございますが、先ほど申しましたが127.5分の15、再任用職員につきましては72.5分の10を調整額とする内容でございます。

以上、条例の一部改正についての説明でありました。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。質疑のときは、議案番号をお示しの上質疑願います。

8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 議案第39号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正について質問します。

この条例改正なんです、国の国家公務員の給与について法律改正されて、それに合わせて改正するということだと思んですが、期末手当を下げるということですね、職

員の方の。この日南町職員の中には会計年度任用職員の方は含まれてるのかどうか、まず確認です。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） この中には会計年度任用職員は含めておりません。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） ごめんなさい、会計年度任用職員の条例のほうにはフルタイムの会計年度任用職員の場合には19条に準じた取扱いをするという記述があったと思うんですが、違いましたでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 議員お尋ねのところでございますけども、このたびの改正によりまして会計年度任用職員の取扱いについても検討いたしました。内容的には反映させないということで現在整理をしております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 分かりました。それはただでさえ格差が問題になっておりますので、会計年度任用職員の方に適用しないということはそれはいいことだと思います。

それで、ただ特にその中で、特にというかそうすると会計年度任用職員の方は適用されないわけですが、ちょっと今度その附則のほうを確認したいんですけども、附則のほうの附則の特に2番、これは既に支給した期末手当について、昨年12月に支給した期末手当についてこれを返してもらうという、減額する調整という、そういうふうに読めるんですけども、そういうことで問題ないでしょうか。そういう意味なんですか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 今お尋ねのありました附則の部分につきまして、該当者はいないと整理をしております。その上で遡及によるいわゆる不利益相当に当たるところは反映させないということで、該当者なしと整理をしております。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 該当者なしとおっしゃいますが、ここには再任用職員の方も減額処理するというふうになっているんですけども、そしたら一旦退職して再任用された方についても減額調整はしないという、そういう扱いになるんですか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） 新たな法律の中で今回の改正内容に新しい改正後の内容で適用するというので、正職員の場合と再任用の場合は今提案申し上げたとおり支給の月額が違うわけですが、その辺りの調整については行わないということで御理解賜りたいと思います。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） まず、この一連の3つの条例改正が出ているわけですが、昨年の12月と今年の今回5月臨時会ですけども6月の支給分と、その年度を2年にまたいで人事院勧告の内容を反映するというこの意味について、これまで人事院勧告はずっと8月にあって12月で調整をしていたわけですけども、この点についての考え方。

それともう1点、国の法律、特別職などの法律ですよ、期末手当の。それを必ずその条例改正を日南町議会がして、行わなければならないものなのかどうか。この点についてお聞かせ願いたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 實延総務課長。

○総務課長（實延 太郎君） まず、お尋ねの1点目でございます。御承知のとおり、新型コロナウイルスの影響等を鑑みまして国のほうも審議なされてこられましたけども、結果、4月の6日、法律可決成立と。それを受けまして、本町においても改正を上程させていただいたものでございます。

それから、2点目でございますが、ならなければならないという義務はないとは思っておりますけども、これまでの国の改正に伴いまして準じて改正を行ってきた経過の中で、このたびもそのようにさせていただいたという整理でございます。以上です。

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

日程第7、議案第37号、日南町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部改正の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第37号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第38号、日南町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正の討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第38号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第39号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正の討論を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

まず、本案に対する反対者からの発言を許します。

4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 私は、日南町職員の給与に関する条例の一部改正について、期末手当のみ0.15か月減額するという条例の中身です。私は、地方公務員、国家公務員も含めてですけれども、本当に日本の労働者全体の給与が上がらない中で、せめて公務員の期末手当を現行どおりする、引き下げる理由は何もないというふうに私考えます。新型コロナの下で一生懸命働いていられる地方公務員、国家公務員もですけれども、激励するためにも現行の期末手当を維持すべきであるということで、しかも先ほど会計年度任用職員についてはこの条例を該当させないということもありましたけれども、実際には既に12月に支給されている額の中から遡及して計算し直して6月の期末手当でやり直すということは、もってのほかだというふうに考えます。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 次に、本案に対する賛成者からの発言を許します。

7番、古都勝人議員。

○議員（7番 古都 勝人君） 私は、本案に対して賛成の立場で意見を申し上げます。

上がるときは上げにゃいけませんし、下げにゃいけんときには下げる。やはりそれは基本が国家公務員をベースとした給与の決定が民間準拠ということで想定されておりますので、またそれについて各県、町などが準拠して、大変ですけれどもそういった中でも精励していただいておりますが、上げるときだけでなく下げるときもやはり肩並べをした対応をしていくべきだと考えておりますので、私は提案事項に対して賛成であります。

○議長（山本 芳昭君） ほかにありませんか。

8番、岡本健三議員。

○議員（8番 岡本 健三君） 私は、この議案第39号、日南町職員の給与に関する条例の一部改正について反対の立場から討論します。

この議案は、今、長期化する新型コロナ禍、物価高騰それからウクライナ戦争などの影響で急速に経済状況が悪化しております。こんな中で役場の職員の方の期末手当だけとはいえこれを引き下げるということは、町内の民間企業の給与ですとか、あと地域の経済へ与える影響ということを考えると、ちょっとこの引下げには疑問を感じざるを得ません。ただでさえOECD諸国が軒並み実質賃金を上げている中で、日本はこの30

年間実質賃金が上がらないという国です。特異な国です。さらにこの物価高騰下で賃下げしてしまうと、さらなる実質賃金低下ということにもなりかねません。

先ほども答弁にあったように国の法改正というのはあくまでも国家公務員の問題ですので、町には国に単に追従するのではなくて地域の実情を見極めて、今地域で求められている施策をしっかりと実施してもらいたいと思います。

以上で討論を終わります。

○議長（山本 芳昭君） 5番、近藤仁志議員。

○議員（5番 近藤 仁志君） 自分は、この条例の改正について賛成の立場で一言申し述べさせていただきたいと思います。

先ほどこの反対された方がコロナ禍によっていろいろ弊害が生じているということ、誠にそのとおりでありますし、また日本全体の賃金を上げていくという方向性というのは確保していかんやいけんとは思いますが、でも今この期末手当というのはやはり現状を察知して、それに対応した増減をしていくということでもありますので、やはりこのコロナ禍で経済が疲弊しているところ、公務員のみがそのまま現状に甘んじるというのはやはり民間の方から見られて適正ではないと思います。公務員としてもやはり身を切る、民間の方と相通ずるものを持ってしかるべきだと思いますので、自分はこれに賛成をいたします。

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第39号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立7名、起立多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第40号

○議長（山本 芳昭君） 人事案件ファイルをお開きください。タブレット1ページから2ページ。

日程第10、議案第40号、日南町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第40号、日南町監査委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

日南町監査委員、藤森高善は令和4年5月10日に任期が満了となるため、その後任として次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定によりまして本議会の同意を求めるものでございます。

任期のほうですが、令和8年の5月10日までということであります。氏名ですが、高見正司、男性でございます。昭和32年4月12日生まれ、65歳。住所ですが、日南町宮内326番地4でございます。学歴ですが、最終ですが昭和56年に岡山大学の法文学部を卒業されて、その後の経歴でございますが、昭和56年の4月に日南町の役場のほうに採用になっております。この間、平成の元年の4月からは2年間、国のほうの農林水産省のほうで業務をされておられます。その後、役場のほうに帰られまして、平成の26年4月からは日南町役場の総務課長を歴任され、平成30年の3月に定年退職をされておられます。その後、再任用ということで3か月間役場のほうで御勤務をいただいております。平成の30年の6月に退職でございます。その後の日南町での御活躍ですが、平成31年の4月からは宮内の自治会長に就任されて3年間務められております。

以上の紹介をさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第10、議案第40号、監査委員の選任につき同意を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第40号は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第11 議案第41号

○議長（山本 芳昭君） タブレットページ3ページから4ページ。

日程第11、議案第41号、日南町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第41号、日南町固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして同意を求めることについてでございます。

日南町固定資産評価審査委員会委員、足立福子は令和4年4月14日に辞任したため、

その後任として次の者を選任したいので、地方税法第423条第3項の規定によりまして本議会の同意を求めるものでございます。

内容ですが、日南町固定資産評価審査委員会委員、足立福子が辞任したため、その後任となる委員の選任について同意を求めるものでございます。

氏名ですが、大塚二美。住所ですが日南町福万来830番地の9、女性。生年月日ですが、昭和35年4月9日ということであります。学歴ですが、最終的には昭和54年3月に鳥取県立日野産業高等学校を御卒業され、その後の経歴でございますが、昭和54年の4月のほうから社会人としてトヨタ自動車工業株式会社というところに入社されたり、その後、山田洋装店あるいは町内にあります平成元年からは有限会社三森工務店のほうで御勤務をされたり、平成26年からは有限会社だんだんのほうで入社されております。平成の30年4月からは株式会社シーエム・エンジニアリングという会社のほうで入社して現在に至っております。

町内のほうでの関係でございますが、平成の28年から日南町の農業委員のほうに就任されて、令和元年の5月には同職を退任をされているお方でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第11、議案第41号、日南町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第41号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第12 議案第42号

○議長（山本 芳昭君） タブレットページ5ページから6ページ。

日程第12、議案第42号、日南町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第42号、日南町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

日南町教育委員会委員、中島義人は令和4年5月13日に任期が満了となるため、その後任として次の者を任命したいので、地方教育行政組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして本議会の同意を求めるものでございます。

日南町の教育委員、中島義人の任期が令和4年5月13日で満了となりますので、委員の任命について同意を求めるものでございます。

任期ですが、令和の5年5月13日までということで、氏名ですが西村彰滋、男性でございます。昭和30年2月17日、66歳でございます。住所ですが、日南町萩原747番地ということでありまして。主な経歴でございますが、昭和53年の4月に財団法人の鳥取県教育文化財団のほうに御勤務されておられます。昭和56年の4月からは公立学校の教員として羽合町の羽合西小学校からスタートされておりまして、その後、日野町の中の菅福小学校あるいは黒坂小学校、また平成4年からは日南町の中学校の教諭として御勤務いただいております。その後、教頭先生として日野町の日野中学校あるいは日南町の日南中学校のほうの教頭として御勤務いただき、平成27年の3月に定年退職をされておられます。

町内での御活躍、経歴でございますが、平成28年の4月からは日南町行政相談員ということで3年間お世話になっております。また、あわせて平成28年の4月には萩原の自治会長を4年間お務めになられて、令和2年の4月からは萩原の自治会の副自治会長として御就任をいただいて御活躍いただいている方でございます。

以上、説明のほうは終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（山本 芳昭君） これより本案に対する質疑を許します。

4番、久代安敏議員。

○議員（4番 久代 安敏君） 先ほど町長提案説明の中で、令和5年5月13日と任期をおっしゃいましたけども、教育委員の任期はもう少し長いじゃないですか。ちょっとそこを確認しておきたいと思いますがどうでしょうか。

○議長（山本 芳昭君） 中村町長。

○町長（中村 英明君） 大変失礼しました。私の説明の誤りですので、訂正をさせていただきます。

任期が4年間ありますので、今が令和4年ですから令和8年の5月13日までということでありまして。大変申し訳ありません、訂正をさせてやってください。失礼しました。

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

日程第12、議案第42号、日南町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第42号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第13 議案第43号 から 日程第22 議案第52号

○議長（山本 芳昭君） タブレットページ7ページから16ページ。

日程第13、議案第43号から日程第22、議案第52号までの日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括議題とします。

各案につき、提案者から提案理由の説明を求めます。

中村町長。

○町長（中村 英明君） 議案第43号から議案第52号まで、日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めるものでございます。

次のとおり日南町農業委員会委員に任命することにつきまして、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によりまして本議会の同意を求めるものでございます。

概要でございますが、日南町農業委員会委員10名ですが、これの任期が令和4年5月の18日で満了となります。これによりまして委員の任命について同意を求めるものでございますが、農業委員会の委員の人員につきましては10名でございます。現農業委員会の任期が令和4年の5月18日、改選の農業委員の任期は令和4年5月の19日から令和7年5月の18日までの3年間でございます。

なお、農業委員の選任の方法につきましては町長による任命制となっており、議会の同意を得て町長が任命することとなっております。

具体的な10名の御紹介をさせていただきたいというふうに思っておりますが、お名前、住所、年齢等で紹介をさせていただきたいと思っております。

議案第43号でございますが、福田英夫、日南町福塚、61歳でございます。

議案第44号ですが、梅林操、日南町霞、79歳でございます。

議案第45号、天崎直幸、日南町生山、72歳でございます。

議案第46号ですが、嶋川克寿、日南町中石見、70歳でございます。

議案第47号、木山篤志、日南町茶屋、69歳でございます。

議案第48号、塩見真由美、日南町上石見、61歳でございます。

議案第49号、足立進也、日南町阿毘縁、43歳でございます。

議案第50号、糸田川啓、日南町萩原、38歳でございます。

議案第51号、加藤幸児、日南町折渡、68歳でございます。

最後になりますが、議案第52号、足立福子、日南町阿毘縁、63歳でございます。

以上、10名の方を任命したいというふうに思っておりますので、同意のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山本 芳昭君） これより各案に対する質疑を許します。質疑のときは、議案番号をお示しの上質疑願います。

9番、坪倉勝幸議員。

○議員（9番 坪倉 勝幸君） 一括して質疑でもよろしいでしょうか。

10名なんですけども、これの法律8条5項にありますいわゆる認定農業者等であるかどうかの別と、それから応募と推薦の別について説明をいただきたい。

○議長（山本 芳昭君） 高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋 裕次君） 失礼いたします。

認定農業者の該当者の方でございますけども、議案番号47号の木山篤志さん、議案番号49号の足立進也さん、議案番号第50号の糸田川啓さんの方が認定農業者3名の方でございます。

それに準ずる者という形ではございますが、議案番号46号の嶋川克寿さんが準ずる者という扱いで対応させていただいております。

あと農業委員の応募でございますけども、地域からの推薦のほう、まちづくり協議会のほうからいただいておりますが、推薦のほうは8名の方からまちづくり協議会から推薦をいただいておりますし、応募、自薦のほうでございますけども、2名の方から応募のほうをいただいております状態でございます。以上でございます。（発言する者あり）

○議長（山本 芳昭君） 高橋農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（高橋 裕次君） 失礼いたしました。議案ごとに御説明をさせていただきます。

議案第43号から議案第48号までの方につきましては、推薦という形でまちづくり協議会のほうからいただいております。議案第49号の方につきましては、応募という形で申込みをいただいております。議案第50号、51号につきましては、推薦ということでまちづくり協議会のほうから推薦をいただいております。議案第52号の方につきましては、応募という形でお申込みのほうをいただいております状態でございます。以上でございます。

○議長（山本 芳昭君） 以上で質疑を終結いたします。

これより討論、採決を行います。

討論、採決は議案ごとに行います。

タブレットページ7ページ、日程第13、議案第43号、日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第 4 3 号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

タブレット 8 ページ、日程第 1 4、議案第 4 4 号、日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第 4 4 号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 1 5、議案第 4 5 号、日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第 4 5 号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第 1 6、議案第 4 6 号、日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第 4 6 号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意する

ことに決定しました。

日程第17、議案第47号、日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第47号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第18、議案第48号、日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第48号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第19、議案第49号、日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第49号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第20、議案第50号、日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第50号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第21、議案第51号、日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第51号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第22、議案第52号、日南町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 討論を終結いたします。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第52号は、原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 芳昭君） 起立全員であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第23 選挙第1号

○議長（山本 芳昭君） タブレットページ17ページ。

日程第23、選挙第1号、日南町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題とします。

本年4月1日付をもって日南町選挙管理委員会委員長、大塚武史氏から選挙管理委員会委員の任期が満了するため、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行うべき事由が生じた旨、通知がありました。

よって、地方自治法第182条の規定により、議会において選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定

により、指名推選により行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 御異議なしと認めます。よって、選挙管理委員会委員及び補充員の選挙については、指名推選によって行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 御異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

指名いたします。

選挙管理委員会委員には山本智恵さん、大塚武史さん、前田純子さん、山脇良円さん、選挙管理委員会委員補充員には中村秀人さん、稲田洋子さん、生田敬聖さん、前田浩史さんを指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名をいたしました山本智恵さん、大塚武史さん、前田純子さん、山脇良円さんを選挙管理委員会委員の当選人と定め、中村秀人さん、稲田洋子さん、生田敬聖さん、前田浩史さんを選挙管理委員会委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名した方々が選挙管理委員会委員及び補充員に当選されました。

次に、補充員の補充の順序についてお諮りいたします。

補充員の順序については、議長が指名した順序にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 御異議なしと認めます。よって、補充員の順序は中村秀人さん、稲田洋子さん、生田敬聖さん、前田浩史さんの順と決定いたしました。

なお、念のため申し添えます。日南町議会会議規則第33条第2項の規定による当選人に対する告知は、別途文書により行いますので御了承願います。

○議長（山本 芳昭君） お諮りいたします。本臨時会に付議された案件は以上をもって全て議了いたしました。

これをもって会議を閉じ、閉会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 芳昭君） 御異議なしと認めます。よって、令和4年第3回日南町議会臨時会の会議を閉じ、閉会といたします。御協力ありがとうございました。

午前10時23分閉会
